令和５年度　第１回伊勢原市教科用図書採択検討委員会

令和５年５月１８日（金）
伊勢原市役所　２Ｃ会議室
午後３時３０分　開会

○事務局　・令和５年度第１回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を開会する。

・この検討委員会は、令和６年度に使用する小学校の教科用図書について伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査、検討を行っていただく。

・資料の確認と本検討委員会について説明する。

・１ページと２ページは、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱である。各委員の選出については、この伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱に基づき教育委員会から皆様方への依頼が進められ、本日お集まりいただいた。

・３ページは、検討委員会委員名簿と教科書採択に関わる手続を載せてある。５月１８日本日が第１回検討委員会。検討委員会はあと１回、７月１２日に開催予定。委員の皆様にはその間に６月１６日から７月５日に開催される教科書展示会で、教科書を閲覧いただきたい。会場は、伊勢原市文化会館会議室。２１ページの一番下にも、日時等の記載があるので御参照いただきたい。

・４ページは、「教科書の定義等について」である。（含；義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等）「１教科書とは」、「２教科用図書の使用義務」「３教科用図書以外の使用」「４教科書の採択」について記載している。

・この中の「５同一教科書を採択する期間」をご覧いただきたい。義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条）法第１４条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）附則第９条第１項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年とする。

２　採択期間内において採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条）

・採択期間は４年となっているが、すでにご存じのように、改訂された学習指導要領に基づく教科書が、小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から使われている。したがって、小学校については、令和６年度から４年間使用する教科用図書を今年度、採択するということになる。

・中学校については、令和２年度に、令和３年度から令和６年度までに使用する教科用図書の採択を行っている。よって、採択している教科用図書が発行されない、などの場合を除き、引き続き使用することとなっている。

・また、附則第９条については特別支援学級の児童生徒の使用する教科用図書の使用に関するものであり、毎年採択をしている。

・５ページは、「令和５年度　伊勢原採択地区教科用図書採択の流れ」である。さ

きほど申し上げたように、この採択検討委員会は、伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査検討をしていただくものであるということと、採択に至るまでの流れを図にしたものである。左下の囲みが本検討委員会である。

・６ページから１５ページの「資料５」は神奈川県の「令和６年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」である。

・７ページの２に「教科用図書採択基準」ということで県の採択方針が明示されている。以下、３と４に採択方法例、５に調査の観点があり１３ページまで続いている。１３ページの６からは特別支援教育関係教科用図書に関することで、１５ページまで続いている。

・１６ページは令和６年度伊勢原市立小中学校使用教科用図書採択方針である。

≪採択方針の（１）～（３）を読み上げ≫

・１７ページは、令和６年度使用教科用図書発行者･発行数一覧である。

・１９ページ、２０ページは、現在伊勢原市立小中学校で使用されている教科用図書の一覧である。先ほど申したとおり、４年間の使用期間となっている。

・２１ページは、検討委員会にかかわる日程である。

・その他に、参考として、資料１「神奈川の教育ビジョン」資料２「教科書採択における公正確保の徹底等について」、資料３「令和６年度使用教科書の採択事務処理について」、資料４「教科書の改善について」を添付している。

・それでは、要綱第３条の規定に基づき、検討委員の皆様に、教育委員会より、委嘱状・任命状をお渡しする。

≪教育長から各委員に交付≫

○事務局　・机上の誓約書にご署名、捺印をお願いする。

≪各委員署名捺印≫

○事務局　・ここで委員の皆様に自己紹介をお願いしたい。それでは座席に従って学校教育担当部長から順に自己紹介をお願いする。

≪各委員自己紹介≫

○事務局　・続いて庶務を紹介する。

≪庶務自己紹介≫

○事務局　・なお、庶務については、要綱第１０条により事務主管課が処理することになる。

・伊勢原市教科用図書採択検討委員会委員長及び副委員長の選出に移る。設置要綱第５条２項により、委員の互選により定めるとなっているが、いかがするか。事務局に一任ということでよろしいか。

≪全員賛成≫

○事務局　・では、検討委員会委員長については学校教育担当部長に、副委員長については教育センター長にお願いしたい。

≪全員承認≫

○事務局　・協議については、第６条第１項に基づき委員長に議長をお願いする。

○議　長　・委員の皆様には、本検討委員会の趣旨を御理解いただき、適正かつ公正な採択のための検討が行われるよう、御協力をお願いする。

・協議事項の一つ目「令和６年度使用 小学校教科用図書の調査研究について」、事務局より説明をお願いする。

○事務局　・今回の小学校の教科用図書採択にあたっては、先ほど申し上げたとおり、同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）附則第９条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年となっている。したがって、すべての教科書について、新たに調査研究し、採択に必要な資料を作成することとする。

・ついては、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第８条に、検討委員会には調査員を置くことができるとなっているので、新たに検定を通った教科書については別紙のとおり調査員をおき、調査活動を依頼してまいりたい。

・別紙をご覧いただきたい。

≪別紙調査員氏名を読み上げ≫

・この調査員は学校教育に対して、経験豊かであり、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者である。

○議　長　・ただいまの調査員の別紙名簿について御質問、御意見等をお受けする。

・調査員の別紙調査員名簿について、御承認いただきたい。

≪全員承認≫

・承認いただいたので、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第８条２項に基づき、採択検討委員長の私から、後日委嘱する。採択の公正確保の観点から、別紙名簿を回収させていただきたい。

≪別紙名簿回収≫

○議　長　・では、続けて、事務局より説明をお願いする。

○事務局　・調査研究の内容及び方法について説明する。

・調査員は、専門的な教科書研究の充実を図る観点から、設置要綱第８条５項にあるように、平塚市・秦野市・大磯町及び二宮町と共同で調査研究をする形をとらせていただく。なお、調査結果の報告は、各調査員がそれぞれの市町の検討委員会で行う。伊勢原の場合は、７月１２日の（水）の第２回検討委員会で検討委員の皆様に報告する。

・調査委員会は、第１回調査員会を５月下旬に開き、約１ヶ月かけて調査活動を依頼する。その間、種目ごとに調査員会を２～３回程度開催し、調査資料の作成をする。

・９ページの５のところに神奈川県の教科用図書選定審議会で示された調査研究の観点が示されている。

・「教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等を鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。」と記載されている。

・調査員には、県の「ア　教科・種目に共通な観点」や１０ページ下段の「イ　教科・種目別の観点」に基づき、調査がなされるよう依頼をしていきたいと考えている。

・参考として、「かながわ教育ビジョン」をお配りした。９ページ「共通な観点」の（イ）に関する資料として、参考にお配りしている。

・また、お配りした参考資料に「教科書の改善について」（通知）がある。 下段にある「１　公正かつ適切な教科書採択の実施について」を御覧いただくと、 その中でも、「（１）教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること。具体的には、『報告』において示された、教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた『教科書改善に当たっての基本的な方向性』を参考にし、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされることが必要であること」とある。また、「２　教科書観の転換について」は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならないとする従来の教科書観を転換することや、「３　『発展的な学習内容』の扱いについて」も扱いを見直していることが記されている。調査の観点はこれにも配慮したものとなっている。

・次に、第２回検討委員会における調査結果の報告について御説明申し上げる。

・第２回検討委員会では、どの教科書にどのような良さがあるかなど、具体的に御意見をいただく。調査員による調査結果のまとめは、７月１２日（水）に予定している第２回検討委員会前に皆様にお届けする。

・第２回検討委員会では小学校教科用図書について、１種目ごとに２０分～３０分かけて検討をする。種目ごとに、調査員から調査結果の報告があり、質疑応答後、検討委員会による調査検討に入る予定である。

・具体的には、まず、国語から始める。はじめに調査員から５分～７分程度、報告がある。その後、調査員に対して質疑応答を行い、調査員には退出してもらう。必要に応じて、調査員に入ってもらって再度質問することも可能である。

・その後、１０人の委員の皆様から国語の各教科書について、意見をいただく。

・保護者代表の委員の方については、普段から教科書を見ていらっしゃるわけではないので、御意見だけでなく、新しい教科書を御覧になった感想や調査員の報告に対する質問等、幅広く、御自由にお話しいただけたら幸いである。

・第２回目の検討委員会で、十分な御意見をいただくことが必要であり重要と考えている。その御意見は教育委員に報告され、意見をもとに、採択のための教育委員会議がもたれ、伊勢原市として教科用図書を採択することになる。

・説明は以上である。

○議　長　・調査研究の内容及び方法について、御質問や御意見をお受けする。

○委　員　・この検討委員会において教科書を１者に選定するわけではなく、各教科書の特徴や良さについて検討する場であるという認識でよろしいか。

○事務局　・そのとおりである。検討委員会は設置要綱第１条にあるとおり、教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的としている。したがって、それぞれの発行者の特徴や良さなどについて明らかにしていくが、それぞれのお立場で、子どもたちにとって「この教科書のこの部分は適しているのではないか」といった意見は出していただいて良いかと思う。

○委　員　・デジタル教科書については、調査検討の対象となっているのか。

○事務局　・デジタル教科書については、令和６年度からすべての小中学校を対象に小学校５年生から中学校３年生に対して、英語のデジタル教科書を提供することが予定されている。これを踏まえ、紙の教科書を調査し採択することを原則とした上で英語のデジタル教科書については調査し、採択の考慮事項とする。他の教科については調査研究の対象とはならない。詳しくは別添資料５を御参照いただきたい。

○議　長　・調査研究の内容、方法について、御承認いただきたいと思う。

≪全員承認≫

○議　長　・協議事項の二つ目「令和６年度使用中学校教科用図書について」、事務局より説明をお願いする。

○事務局　・令和６年度使用中学校教科用図書については、先ほど確認した４ページの「５　同一教科用図書を採択する期間」にあるように、「義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律第１４条」により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することとなる。

・従って２０ページの「令和３年度～令和６年度　伊勢原市中学校使用教科用図書一覧」のとおり、令和６年度も継続して使用することになるので、新たな調査研究は行わないので、御理解いただきたい。

○議　長　・「令和６年度使用中学校教科用図書について」、御承認いただきたいと思う。

≪全員承認≫

○議　長　・それでは「令和６年度使用中学校教科用図書について」、御理解、御了承いただいたものとして進めさせていただく。

・その他、何かあるか。

≪質問意見なし≫

○議　長　・特に御質問や御意見がなければ、検討委員会を終了する。第２回検討委員会では、検討がスムーズにいくよう御協力をお願いし、本日の協議事項を終了させていただく。

・事務局に進行を戻す。

○事務局　・事務連絡をする。

・第２回伊勢原市採択検討委員会は、７月１２日（水）午前９時から１日日程の予定。会場は、ここ、市役所２階の２Ｃ会議室を予定している。改めて出席依頼文をお届けするので、よろしくお願いしたい。

・それまでに、調査員のまとめた「資料」や教科書会社が編集している「編集趣意書」をお届けする。保護者代表の方には本日お配りする。

・冒頭お願いした教科書展示会の予定は、２１ページの下にあるとおり、６月１６日（金）から７月５日（水）となっている。改めて通知はしないので、委員の皆様には、展示会で教科書を御覧いただきたい。

・全体を通じて御質問があればお願いする。

≪質問なし≫

・これで、令和５年度第１回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を閉会する。

午後４時３０分　　閉会